時事新報は編輯に關する書信にして往々社員へ宛御送致れ向も有之候得共宛名の社員不在の事ありて折角の報道も其用を爲さゝると寡からざれば斯る書信い一切時事新報編輯局宛にて御送付被下度候

時事新報定價

時事新報へ一年三百六十五日一日も休刊せゞ其代價遞送料廣告料へ左ノ如シ

一枚三錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至廿行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

日米貿易の不平均

外國貿易の市場として日本第一の得意先きは北米合衆國なると論を俟たず昨明治二十年度の外國貿易輸出總計は五千五十五萬餘圓にして其中合衆國へ二千百三十萬圓の多況と占め其割合輸出全額の四割二分ゐ當れるは盛んなりと云ふ可し然るに之に反して輸入貿易の景況を如何にと尋ぬるに昨年中の其全額四千四百三十萬圓に〜て内、合衆國よりの輸入額三百二十八萬圓あれば其割合僅々七分に過ぎず貿易の不平均此上もなき次第ゑして我輩は平生合衆國れ爲に之と憂へざるに非ずと雖も顧て經濟自然の運行より廣く其趣を推測すれば今日の勢は實に已むを得ざるの因由あるもの〜如し即ち日本は米國に對して輸出偏重の地位ゑ立つ者なれども此偏重は決して日本特有れ利益ならずして却て他の方面に在りては輸入偏重の事相を呈して詰さり差引計算すれば日本の外國貿易は出入相與に平均〜偏頗なきに至て止まるの成迹と看出すならん例へば英國との貿易に就て之を視るに日本よりの輸出は年額三百四十八萬圓我輸出貿易の全額に對して僅々七分を占むるに過ぎざれども其輸入年額は一千八百九十七萬圓にして之を我輸入貿易の全額に較べ其四割に當るが故に正しく日米輸出入の數と逆にしたる姿にして日本貿易の全面より計ふれば一方に對して多きものは他の一方に少なく其得失相互に平均するを見る可し

右は專ら日本の外國貿易と主眼として立論したる者なれども爰に米國の爲めに考ふれば日本より入る貨物のみ多くして出すべき所貨物の少きは利益偏頗の次第たるゆ故に方便の有り丈けは工風して彼れよりの輸出を盛ならしめ以て雙方の不平均を恢復せざる可らずとの議論は今日既に米人の唱ふる所ゑして彼の國の諸新聞紙にても之と說くもの少からず日本人の考に於ても米國は現在日本第一の得意市場にして加ふるに前途の望み極まりなければ日本も其意に報ひんが爲め務て米國よりの輸入を促し今の出入不平均の弊を除て彼れが我貨物を買取する其丈けには勿論亦彼れの貨物を消費するれ江風かある可らずとの論は日本人に於て大に賛成する所なれども共說たる稍ゝ行ゑて未だ實地に行はるゝ迄は何時なりや成れ不成日本の貿易を論ずるに當り其實に即して考ふるの必要ゑ存ず故に實地日本に於ての輸入者たる者に對して之を說くの時期は今日なりと雖も

時事新報廣告料前金

時事新報へ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚三錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク

爲め日本の市場に歐洲の貨物と競爭するの力なくして其輸出と正當の界に進ませしむる能はざるに致す所なりやと云ふに二者必ずしも然らざるが如し抑も米國人が今日東洋の貿易に熱心ある其事實は一二に去て足らざれども就中鐵道工事の請負ゑ奔走し或は製造諸器械の賣込に盡力し更に一歩を進めては太平洋に海底電線と布設して米亞兩國の聯絡を密ならしめんとする等苦心配慮殆んと至らざる所なく將た其製造貨物ゑ至りても日本に輸出して望みある者少からざる其中に纖道の事業に於ては軌條い暫らく英國に讓るとするも機關車客車を始めとして製造の事業ゑ於ては紡績製紙印刷等の諸器械等も歐洲の製作に較べて價賣兩つながら劣らざる者ありと雖も尚を未だ日本の需要と率くに至らざるのみ一說に東洋の貿易は純然たる利得主義の商賣ゑ非ず政治上外交上に何か爲めにする所あれば其商賣を枉ぐるとも意とせざるは東洋諸國の常なるが故に獨逸の如きは慧眼迷く之ゑ看破し政治上の威光を利して東洋に貿易を弘むるれ手段を爲せども米國には斯る方便ゐらざるが故に貨物賣込ゑの競爭に於ても失敗を號ひるは自然の勢なり是れ米國商人の熱心ゐると米國貨物の廉價ゐるとに拘はらず東洋の貿易に向て獨り振はざるの原因ならんと以上の論は今日既に米國人の口にも云ふ所にして或は一部の局所に於ては斯る事實もわらんかなれども總して貿易の大勢は經濟自然の法則に支配せられ人爲の壓制を以て遮ざると叶ふべきに非ざれば米國の輸出今日に少くして獨り日本より輸入偏重の傾きと呈するは他に其原因ある者なりと判定せざる可らず我輩淵んで此疑問を解釋すべしと云ふに非ずと雖も次で鄙見を陳して日米貿易の針路如何と將來ゑ卜はんと欲するのみ

官報

御名　御璽

明治二十一年六月十三日

海軍大臣　伯爵西郷從道

内閣總理大臣伯爵黑田清隆

海軍將校ト爲ルヘキ生徒ヲ教育スル所トス〇第二條　海軍兵學校ニ航海練習艦ヲ屬シ實地練習ノ用ニ供ス〇第三條　海軍兵學校ニ左ノ職員ヲ置ク少將一人　次長　一人　大佐一人　副官二人　大尉八人「水雷術教官　九人　少佐一人大尉二人」航海術教官一人大尉八人「機關術教官　十人　機關少尉一人大尉五人」普通學教官　十四人　教授「生徒隊司令官　一人　少佐「生徒隊副官　一人　大尉（教官六人　少佐一人　生徒分隊長　若干人　大尉（教官監一人大機關士九人「普通學教官　十四人　教授「生徒隊司令官　一人　少佐「生徒分隊長　一人　軍醫少監」軍醫チ以テ之ニ兼補ス）生徒分隊長　一人　軍醫少監」軍醫二人「主計　一人　大主計又ハ少主計」教官ノ數ハ生徒ノ數ニ應シ海軍大臣適宜之チ減スルコトチ得〇第四條　海軍兵學校ニ校務チ總理シ航海練習艦チ統轄ス〇第五條　次長ハ校長チ佐ケ其事務チ調理シ校長ハ海軍大臣ノ命チ承ケ校務チ總理シ航海練習艦チ統轄ス〇第六條　副官ハ校長ノ命チ承ケ庶務チ掌理シ其他校長ノ命スル事務ニ服ス〇第七條　教頭ハ學術教授ノ事チ整理ス〇第八條　教官ハ各科ノ教授チ擔任ス〇第九條　生徒隊司令官ハ生徒隊副官ハ生徒隊司令官ニ屬シ該隊司令官ノ命スル事務ニ服ス〇第十條　生徒分隊長ハ生徒隊副官ノ命スル事務ニ服ス〇第十一條　生徒分隊長ハ生徒隊司令官ノ命ヲ受ケ生徒分隊チ統ヘ其事務チ掌ル〇第十二條　軍醫長ハ校内ノ醫務衛生チ掌ル〇第十三條　軍醫ハ軍醫長チ佐ケ其主務ニ從ヒス〇第十四條　主計長ハ校内ノ會計給與チ掌ル〇第十五條　主計ハ主計長チ佐ケ其主務ニ從事ス〇第十六條　第三條ニ掲クル職員ノ外各科ノ助教トシテ準士官下士若干人其他判任官及本若干人チ置ク〇第十七條　航海練習艦艦長以下ノ職員（軍醫官主計官チ除ク）ハ總チ本校ノ教官チ以テ之ニ充ルモノトス〇第十八條　本校ノ準士官及下士卒ハ航海練習艦ノ乘員チ以テ之ニ充ルモノトス

勅令第四十五號

明治二十一年六月十三日

内閣總理大臣伯爵黑田清隆

遞信大臣子爵榎本武揚

三等電信局長ハ三等郵便局長ノ例ニ依リテ撰任シ手當チ支給スヘシ

〇内務省告示第五號

明治十六年（十一月）内務省乙第四十六號達ニ據リ特許チ得タル所縣立醫學校生徒ニシテ明治二十年（九月）勅令第四十八號ニ據リ醫學校ノ砌在學シ第四年前半期チ了シタル者ニ限リ此際特ニ兵庫縣下神戸ニ於テ試驗擧行候條醫術開業志願ノ者ハ六月三十日迄ニ其願書ニ元醫學校所轄地方廳ノ證明書チ添ヘ同縣出張試驗主事ニ差出スヘシ

但試驗ハ七月十日ヨリ擧行ス同八日迄ニ同地ニ到着スヘシ

明治廿一年六月十四日　内務大臣伯爵山縣有朋

〇煙草製造人證約狀保證の儀に付稟申　去る八日長野縣知事より大藏大臣へ貴省告示第五十八號第三項證約狀の保證人と得ざる場合に於ては公債證書國立銀行の預り金券國立銀行又は政府に於て利益を保護する會社の株券と抵當として差出し特に證約を爲すときは保證人を設くるの手續と省かゝるゝとを得る旨墨に第一〇七號を以て御訓示相成たり然るに本縣下の煙草製造人は多く山間僻地に占居ゑ其村落中所得稅を納むる資產を有するもれい僅々たる少數寡額ゑして之を其郡内に求むるも相當の保證人を得るは頗る困難なりとす又御訓示の證券の如きは僻地の製造人に於て所持するものは絶無なるの有様に有之右等萬不得已と視認むるものに限り地券證を抵當とし登記の手續を經て差出し證約を爲すことを願出ると雖は御訓示の證券に準し取扱ひ然るべきやと伺出でたるに去る十一日大藏大臣より伺の趣聽屆く旨指令せり

雜報

〇鳥海號　一昨年來石川嶋なる平野造船所に於て海軍省の命を受け製造に從事せし鳥海號ハ已に艦内の機械裝置を終ゑ諸般の工事大抵落成ゑ最早來る廿六七日の滿潮を期し品川沖へ回航し試運轉をおしたる上横須賀鎮守府へ引渡を都合の由なるが横須賀へ廻せし後、尙は同所造船所に於て色々の裝飾と加へ大礮等の据ゑ付けをも爲すとの事なり同艦は長さ僅に百五十尺餘ゑして勿論遠洋の航海ゑとには適せざるべけれども兎ゑ角私立の造船所にて斯る軍艦を製造せしは之れが始めにて船體の構造頗る堅牢ゑ機械の運轉も亦た圓滑なりと云ふ

〇神戸製茶の取引　横濱神戸などにて製茶の賣買に忌はしき弊風の存ゑて外商の我資込商に對する又賣込商の地方荷主に對するろれ別ゑ兎角穩やかあらぬ處あるは生絲取引に於けるものと同樣なれども年久ゑ宿弊にして一朝夕に矯正ゆくもあらねば神戸ゑ於ても慎ねて茶業組合本部に出張所ありて年來其邊に注意し本年新茶の時節よりは一層檢査を密にすべき計畫もあり生徒各分隊ゑ能率ゑ其軍紀風紀ゑ維持ゑ專ラ體育ゑ事チ掌ル〇第十條　生徒隊司令官ニ屬シ該官ノ命スル事務ニ服ス〇第十一條　生徒隊副官ハ生徒隊司令官ニ屬シ生徒隊ノ事務チ掌ル〇第十二條　生徒分隊長ハ生徒隊副官ノ命スル事務ニ服ス〇第十三條　生徒分隊長ハ生徒隊司令官ノ命ヲ受ケ生徒分隊チ統ヘ其事務チ掌ル〇第十四條　主計ハ主計長チ佐ケ其主務ニ從ヒス〇第十五條　主計長ハ校内ノ會計給與チ掌ル〇第十六條　第三條ニ掲クル職員ノ外各科ノ助教トシテ準士官下士若干人其他判任官及本若干人チ置ク〇第十七條　航海練習艦艦長以下ノ職員（軍醫官主計官チ除ク）ハ總チ本校ノ教官チ以テ之ニ充ルモノトス〇第十八條　本校ノ準士官及下士卒ハ航海練習艦ノ乘員チ以テ之ニ充ルモノトス

勅令第四十五號

明治二十一年六月十三日

内閣總理大臣伯爵黑田清隆

遞信大臣子爵榎本武揚

三等電信局長ハ三等郵便局長ノ例ニ依リテ撰任シ手當チ支給スヘシ

〇内務省告示第五號

明治十六年（十一月）内務省乙第四十六號達ニ據リ特許チ得タル所縣立醫學校生徒ニシテ明治二十年（九月）勅令第四十八號ニ據リ醫學校ノ砌在學シ第四年前半期チ了シタル者ニ限リ此際特ニ兵庫縣下神戸ニ於テ試驗擧行候條醫術開業志願ノ者ハ六月三十日迄ニ其願書ニ元醫學校所轄地方廳ノ證明書チ添ヘ同縣出張試驗主事ニ差出スヘシ

但試驗ハ七月十日ヨリ擧行ス同八日迄ニ同地ニ到着スヘシ

明治廿一年六月十四日　内務大臣伯爵山縣有朋

〇煙草製造人證約狀保證の儀に付稟申　去る八日長野縣知事より大藏大臣へ貴省告示第五十八號第三項證約狀の保證人と得ざる場合に於ては公債證書國立銀行の預り金券國立銀行又は政府に於て利益を保護する會社の株券と抵當として差出し特に證約を爲すときは保證人を設くるの手續と省かゝるゝとを得る旨墨に第一〇七號を以て御訓示相成たり然るに本縣下の煙草製造人は多く山間僻地に占居ゑ其村落中所得稅を納むる資產を有するもれい僅々たる少數寡額ゑして之を其郡内に求むるも相當の保證人を得るは頗る困難なりとす又御訓示の證券の如きは僻地の製造人に於て所持するものは絶無なるの有様に有之右等萬不得已と視認むるものに限り地券證を抵當とし登記の手續を經て差出し證約を爲すことを願出ると雖は御訓示の證券に準し取扱ひ然るべきやと伺出でたるに去る十一日大藏大臣より伺の趣聽屆く旨指令せり

雜報

〇鳥海號　一昨年來石川嶋なる平野造船所に於て海軍省の命を受け製造に從事せし鳥海號ハ已に艦内の機械裝置を終ゑ諸般の工事大抵落成ゑ最早來る廿六七日の滿潮を期し品川沖へ回航し試運轉をおしたる上横須賀鎮守府へ引渡を都合の由なるが横須賀へ廻せし後、尙は同所造船所に於て色々の裝飾と加へ大礮等の据ゑ付けをも爲すとの事なり同艦は長さ僅に百五十尺餘ゑして勿論遠洋の航海ゑとには適せざるべけれども兎ゑ角私立の造船所にて斯る軍艦を製造せしは之れが始めにて船體の構造頗る堅牢ゑ機械の運轉も亦た圓滑なりと云ふ

〇神戸製茶の取引　横濱神戸などにて製茶の賣買に忌はしき弊風の存ゑて外商の我資込商に對する又賣込商の地方荷主に對するろれ別ゑ兎角穩やかあらぬ處あるは生絲取引に於けるものと同樣なれども年久ゑ宿弊にして一朝夕に矯正ゆくもあらねば神戸ゑ於ても慎ねて茶業組合本部に出張所ありて年來其邊に注意し本年新茶の時節よりは一層檢査を密にすべき計畫もあり生徒各分隊ゑ能率ゑ其軍紀風紀ゑ維持ゑ專ラ體育ゑ事チ掌ル〇第十條　生徒隊司令官ニ屬シ該官ノ命スル事務ニ服ス〇第十一條　生徒隊副官ハ生徒隊司令官ニ屬シ生徒隊ノ事務チ掌ル〇第十二條　生徒分隊長ハ生徒隊副官ノ命スル事務ニ服ス〇第十三條　生徒分隊長ハ生徒隊司令官ノ命ヲ受ケ生徒分隊チ統ヘ其事務チ掌ル〇第十四條　主計ハ主計長チ佐ケ其主務ニ從ヒス〇第十五條　主計長ハ校内ノ會計給與チ掌ル〇第十六條　第三條ニ掲クル職員ノ外各科ノ助教トシテ準士官下士若干人其他判任官及本若干人チ置ク〇第十七條　航海練習艦艦長以下ノ職員（軍醫官主計官チ除ク）ハ總チ本校ノ教官チ以テ之ニ充ルモノトス〇第十八條　本校ノ準士官及下士卒ハ航海練習艦ノ乘員チ以テ之ニ充ルモノトス

花撰花菖蒲淸開・附御來車
乞本所四ッ目成家文藏

埼玉支會
東京日本橋區南茅場町二十番地
毎週土曜日午後保險申込人體格診査致候但ハ規則書ハ日本私立會社埼玉支會事務所ニテ報告ス

明治生命保險會社
永田町二丁目五十九番地電話番號十五番ニ依テ

校
日
來ル十七日午前十時ヨリ開ク當日ハ會員諸君來會スヘシ
明治二十一年六月十四日